

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱

1 設置目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2第1項の規定に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関による連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、問題に対する認識を共有化し、相互の緊密な連携を図る。

2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配偶者等からの暴力問題に対する理解の促進に関すること。
- (2) 配偶者等からの暴力被害者の保護と自立支援に関する情報交換に関すること。
- (3) 各機関等の連携の促進に関すること。
- (4) 県民に対する啓発活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるものの他必要な事項

3 構成

協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

- (1) 協議会の会長は、山梨県多様性社会・人材活躍推進局次長が務める。
- (2) 会長に事故あるときは、構成機関のうちから、予め会長が指名する機関の代表がその職務を代理する。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- (2) 会長が議長となり、会議を総理する。

5 実務者会議

必要に応じ個別の協議事項について、構成機関のうち、当該協議事項を所管する機関の実務者による会議（以下「実務者会議」という。）を開催する。

- (1) 実務者会議は、女性相談支援センター所長が招集し、必要に応じ構成機関以外の機関の出席を求めることができる。
- (2) 実務者会議は、女性相談支援センター所長が議長となり、会議を総理する。

6 事務局

協議会の事務局は、男女共同参画・外国人活躍推進課に置く。ただし、実務者会議については、女性相談支援センターが事務局を務める。

7 秘密保持義務

協議会の構成員は、DV防止法第5条の3の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

8 雑則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成13年9月10日から適用する。
- この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成16年9月1日から適用する。
- この要綱は、平成18年2月16日から適用する。
- この要綱は、平成18年11月1日から適用する。
- この要綱は、平成19年10月23日から適用する。
- この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成21年9月24日から適用する。
- この要綱は、平成22年9月28日から適用する。
- この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成26年8月1日から適用する。
- この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成30年7月10日から適用する。
- この要綱は、令和元年8月21日から適用する。
- この要綱は、令和2年9月3日から適用する。
- この要綱は、令和3年9月13日から適用する。
- この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会の構成機関

	所 属	備 考
国 機 関	甲府地方・家庭裁判所(オブザーバー) 甲府地方法務局 甲府地方検察庁 山梨労働局	人権擁護課 職業安定課
県 関 係	多様性社会・人材活躍推進局 子育て支援局 男女共同参画・外国人活躍推進課 子ども福祉課 特別支援教育・児童生徒支援課 警察本部人身安全・少年課 女性相談支援センター 男女共同参画推進センター 中央児童相談所 都留児童相談所 精神保健福祉センター 中北保健福祉事務所 峡東保健福祉事務所 峡南保健福祉事務所 富士・東部保健福祉事務所	次長 主幹
市	甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市	人権男女参画課 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所
関 係	(一社) 山梨県医師会 (一社) 山梨県歯科医師会 (公社) 被害者支援センターやまなし (公社) 山梨県看護協会 女性の人権サポートくろーばー	

機 関	日本司法支援センター山梨地方事務所 法テラス山梨 山梨外国人人権ネットワーク・オアシス 山梨県弁護士会 やまなし性暴力被害者サポートセンター	(五十音順)
--------	---	--------